

## 令和3年度埼玉県多子世帯向け中古住宅取得支援事業補助金交付要綱

### (目的)

- 第1条 県は、多子世帯における子育てしやすい住環境の整備を促進することにより、希望する数の子供が持てる環境づくりを図るため、令和3年度において中古住宅を取得する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 多子世帯 補助金交付申請日（以下「申請日」という。）現在、18歳未満の子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び母子手帳の交付を受けている出産予定の子を含む。以下同じ。）が3人以上の世帯、又は18歳未満の子が2人で3人目を希望しかつ夫婦がともに40歳未満（40歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。）の世帯。
  - 二 中古住宅 申請日において新築の日（建物の全部事項証明書の原因及びその日付欄に記載された新築の年月日（以下「新築年月日」という。）をいう。）から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある自己居住用の住宅又は住戸であり、居住の用に供することを目的として建築した戸建住宅及びマンションをいう。
  - 三 新耐震基準の住宅 建築物の設計において適用される耐震基準で、次に掲げる事項のいずれかに該当する住宅。
    - イ 新築年月日が昭和58年4月1日以降の住宅
    - ロ 建築基準法に基づく建築確認済証の交付日が昭和56年6月1日以降の住宅
    - ハ 耐震基準適合証明書を取得した住宅
  - 四 中古戸建住宅 居宅部分の床面積が100㎡以上（増築により床面積が100㎡以上となる場合を含む。）の戸建住宅であって、新耐震基準の住宅であるもの。（リフォーム工事の施工により耐震基準適合証明書を取得した住宅も含む。）
  - 五 中古マンション 床面積が80㎡以上又は5室以上のマンション（2以上の区分所有者が存する建物で、人の居住の用に供する専有部分のあるものであって、中高層（3階建て以上）・分譲・共同建てで、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート又は鉄骨造の住宅をいう。以下同じ。）であって、新耐震基準の住宅であるもの。
  - 六 中古住宅の取得完了 中古住宅の売買等に係る契約締結後、所有権移転の登記（所有権が共有に属するときは、補助対象者及びその配偶者の持分が合わせて2分の1以上の場合に限る。）を行い、かつ転居の上、取得した住宅の住所に多子世帯の世帯全員の住民票の異動が完了すること。

### (補助対象者)

- 第3条 本要綱による補助対象者は、住民票に多子世帯の世帯主又はその配偶者として記載されている者（民法第818条に定める親権者に該当する者に限る。）であって、令和3年4月1日以降に中古住宅を取得した者とする。ただし、以前に住宅の取得に係る埼玉県多子世帯向け中古住宅取得・リフォーム支援事業補助金、埼玉県多子世帯向け中古住宅取得支援事業補助金、埼玉県多子世帯向け新築分譲住宅取得支援事業補助金、埼玉県

多子世帯向け新築住宅取得支援事業補助金の交付を受けていない者に限る。

(補助対象経費)

第4条 本要綱による補助対象の経費は、不動産の媒介に係る経費、所有権の移転登記等に係る経費、住宅ローンの利用に係る経費その他中古住宅の取得に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費に要した実費の合計額とし、40万円を上限とする。

(補助金の支給方法)

第6条 補助金の支給方法は、口座振替払により行うものとする。

(補助金交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、中古住宅の取得完了後、規則第4条第1項及び規則第13条に基づき、埼玉県多子世帯向け中古住宅取得支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を知事に提出するものとする。ただし、令和3年1月1日から令和3年3月31日の間に中古住宅の取得が完了した者については、第1条第1項の規定にかかわらず、埼玉県多子世帯向け中古住宅取得支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を知事に提出することができる。

2 前項の補助金交付申請書兼実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 住民票(世帯全員分で続柄が記載された転居後のもの)
- 二 住宅取得完了後の建物及び土地の全部事項証明書
- 三 住宅取得の契約等に関する書類の写し
- 四 住宅取得に係る補助対象経費の支払を証する書類の写し
- 五 平面図
- 六 埼玉県多子世帯向け住宅取得支援制度アンケート調査票
- 七 その他知事が必要と認めるもの

(記載事項及び添付資料)

第8条 規則第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項の記載及び同条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(補助金の交付決定及び確定)

第9条 知事は、第7条第1項の埼玉県多子世帯向け中古住宅取得支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を受理したときは、当該書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の額を決定するとともに、額を確定するものとする。

2 規則第7条の規定に基づき補助金の交付を決定し、規則第14条の規定に基づき交付する補助金の額を確定するときは、埼玉県多子世帯向け中古住宅取得支援事業補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により、不交付のときは埼玉県多子世帯向け中古住宅取得支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、第7条第1項の規定に基づく申請等をした者に通知するものとする。

3 補助金の確定額は、補助対象経費を合計した額とし、第5条に定める上限額を超える場合には、その上限額とする。

(補助金の請求)

第10条 申請者は、補助金の支払を受けようとするときは、第9条第1項の確定通知を受領した後に、埼玉県多子世帯向け中古住宅取得支援事業補助金交付請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）により補助金の支払請求を行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 知事は、請求書を受領したときは、これを審査し、その内容を適当と認めたときは、申請者に対し補助金を支払うものとする。

(事業効果の検証)

第12条 申請者は、知事が必要に応じて実施する補助事業実施の事業効果の検証のための調査に協力しなければならない。

(状況報告)

第13条 知事は、必要があると認めるときは、規則第11条に基づき遂行の状況について報告を求めることができる。

(書類の整備等)

第14条 申請者は、補助対象経費に係る支出等の証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第15条 規則第19条第2号に規定するその他知事の定めるものは、補助事業の対象となった住宅とする。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、補助金の交付決定日から交付決定日の属する年度の3月31日までとする。

3 交付対象者は、規則第19条に基づき、補助事業により取得した財産の処分について承認を得ようとするときは、様式第5号により知事に承認の申請をしなければならない。

4 申請者は、補助金交付に係る書類を財産処分制限期間中保存しなければならない。

(交付の決定の取消)

第16条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

一 提出書類の記載事項及び添付資料等に虚偽があるとき、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

二 申請者が、補助金を他の用途に使用したとき

三 第13条の規定に基づく報告の求めに応じないとき

四 第15条第3項の規定に基づく措置を採らずに、補助事業の対象となった住宅を処分したとき

五 その他この要綱の規定及び補助金交付の条件に違反する行為があった場合等で、知事が不相当と認めたとき

(補助金の返還)

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当した場合は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 一 前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているとき
- 二 第9条に基づき確定した交付額を上回る補助金が、既に交付されているとき

(加算金及び延滞金)

第18条 申請者は、第16条の規定に基づく取消により、補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、当該納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金に充てられたものとする。
- 3 申請者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付金額を控除した額によるものとする。
- 5 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、申請者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部または一部を免除することができる。
- 6 申請者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した申請書に当該補助金の返還を遅延させないために採った措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。